

第1局財務検査第1課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年1月

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
※＜ ＞内は文書 管理規程別表第1 の「事項」欄にお ける番号を示す。	※＜ ＞内は文書 管理規程別表第1 の「業務の区分」 欄における番号を 示す。	※＜ ＞内は文書管理規程別表第 1の「当該業務に係る行政文書の 類型」欄における番号を示す。	※表下の (注4)を参 照	※表下の(注 4)を参照							※各事項、区分 等ごとの「移 管」、「廃棄」 の別を示す。
法令の制定又は改廃及びその経緯											
ア 会計検査院 ＜2＞規則の制定 又は改廃及 びその経緯	制定又は改廃 ＜(3)＞	会計検査院規則の制定又は改廃 のための決裁文書（一の項ホ）	会計検査院 規則	※作成又は 取得した文 書に係る規 則名の略称 等を中分類 名とする。 （院法施行 規則、分掌 分課規則 等）	改正資料	規則案 説明、新旧対照条文、参照条文	年	－	10年		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該当
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯											
イ 個人又は法 ＜3 人の権利義 及び 務の得喪及 4＞ びその経緯	(7) 許認可等 ＜(2)＞に 関する 重要な経 緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記 録された文書（十一の項）	行政手続	情報公開 個人情報保 護	開示請求（担当課分）	開示決定通知	年	10年（国立 公文書館に移 管の措置をと るべきことを 定めたものに 限る。）又は 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	－		廃棄
				審査請求	諮問（担当課分）	審査請求書 口頭説明要旨 意見書 裁決書	年	裁決、決定そ の他の処分が される日に係 る特定日以後 10年	－	移管 ※「法令の解 釈等に大きな 影響を与えた 事件に関する もの」が対象	
(4) 審査請求 ＜(3)＞に 関する 審議会等 における 検討その 他の重要 な経緯	01 審査請求書又は口頭によ ＜①＞る審査請求における陳述 の内容を録取した文書										
	02 審議会等文書（十四の項 ＜②＞ロ）										
	03 裁決、決定その他の処分 ＜③＞をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程 が記録された文書（十四 の項ハ）										
	04 裁決書又は決定書（十四 ＜④＞の項ニ）										
その他の事項											
ウ 国会及び審 ＜8＞議会等にお ける審議等 に関する事 項	国会審議 ＜(1)＞	01 国会審議文書（二十九の 項）	国会、審議 会等	国会審議	国会提出資料	国会提出資料	年	－	5年		廃棄 ※(*)は文書管 理規程別表第 2の2(6)②に 該当
					答弁資料(*)	答弁資料					
					国会質疑応答記録	国会質疑応答記録					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考	
								正本	写し			
ウ 国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項	国会審議 ＜(1)＞	02 業務、システムに関する 手引等	国会、審議 会等	国会審議	基本的想定問答集	基本的想定問答集	－	－	廃止後1年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当	
エ 文書の管理 ＜9＞等に関する 事項	文書の管理等	01 行政文書ファイル管理簿 ＜①＞ その他の業務に常時利用 するものとして継続的に 保存すべき行政文書（三十 の項）	文書の管理 及び取扱い	諸帳簿等	保存期間表（標準文書保存期間基 準）	保存期間表（標準文書保存期間基準）	－	常用	－		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当	
		02 取得した文書の管理を行 うための帳簿（三十一の 項）			文書授受簿	文書授受簿	年	5年	－			
					証明書類等貸出簿	証明書類等貸出簿						
					証明書類等の閲覧等の申出	証明書類等の閲覧等の申出						年
		03 決裁文書の管理を行うた ＜③＞ めの帳簿（三十二の項）			決裁整理簿	決裁整理簿	年	30年	－	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当	
		04 法施行前に行政文書ファ イル等の保存期間、分類 等を整理していた帳簿			行政文書分類基準表	行政文書分類基準表	－	30年	－			
		05 文書の保存場所が記録さ れた目録			指定書庫等保存目録（証明書類を除 く）	指定書庫等保存目録（証明書類を除く）	年	当該目録に記 載された保存 期間のうち最 長のものまで の期間	－			○
					指定書庫等保存目録（証明書類）	指定書庫等保存目録（証明書類）	年度					
		06 個人情報ファイルの管理 状況が記録された文書			個人情報ファイル簿整理票等関係資 料	個人情報ファイル簿整理票 個人情報ファイル簿変更届 個人情報ファイル簿記載事項消除届	－	整理票等に記 載の個人情報 ファイルの消 除日に係る特 定日以後1年	－	○		
		07 秘密文書等の管理状況が 記録された文書			情報の管理に関する帳簿等	情報の管理に関する帳簿	年	有効期間経過 後1年	－	○		
オ 会計検査に ＜12＞関する事項	(7) 検査指定 ＜(1)＞に 関する重 要な経 緯	01 検査指定及び検査箇所の ＜①＞ 状況が記録された文書	会計検査	検査箇所の 選定等	検査箇所台帳	検査箇所台帳	－	30年	－		廃棄	
		02 01に掲げるもののほか、 ＜②＞ 検査指定に関する経緯が 記録された文書			検査決定通知	検査決定通知書	検査年次	－	5年			
		03 01に掲げるもののほか、 検査箇所の状況が記録さ れた文書			検査箇所分類表	検査箇所分類表	検査年次	－	3年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
オ 会計検査に 〈12〉 関する事項	(4) 検査の方 〈2〉 針の策定 に関する 重要な経 緯	01 会計検査の基本方針の策 〈2〉 定に関する経緯が記録さ れた文書	会計検査	基本方針及 び検査計画	会計検査の基本方針	会計検査の基本方針	検査年次	－	5 年		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2 (6) ②に該当
		02 検査計画の策定に関する 経緯が記録された文書			検査計画案、各種資料	検査計画案 検査計画案説明資料 検査計画に対する要望事項	検査年次	5 年	－		廃棄
	(7) 検査の実 〈3〉 施に関する 重要な経 緯	01 会計検査院の外部から提 〈1〉 供された検査対象機関の 会計経理等に関する情報 が記録された文書	実地検査	外部情報	外部情報	外部情報	年	処理を行った 日に係る特定 日以後5 年	－		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1 及び2 (1) ② に非該当
		外部情報の活用状況調書			外部情報の活用状況調書						
		外部情報管理簿			外部情報管理簿						
		02 会計実地検査の成績の要 〈2〉 旨が記録された文書		申告書	申告書	検査年次	1 0 年	－			
		03 検査の実施状況が記録さ れた文書		実施状況記録	実施状況記録	検査年次	5 年	－	○		
		04 会計実地検査調書の依頼 に関する文書		調書依頼	調書依頼 関連データの提出要求文書	検査年次	5 年	－	○		
		05 資料収集等の成績の要旨 が記録された文書		復命書	資料収集復命書	検査年次	5 年	－	○		
		06 特別会計財務書類の検査 に関する過程が記録され た文書		特別会計財務書類関係検査資料	検査対象機関から徴した検査に関する資料 説明会等資料 特別会計財務書類に関する質問	年度	5 年	－	○		
		07 中間時点における検査の 進捗状況等の報告事項が 記録された文書		中間報告	検査結果の中間報告	検査年次	3 年	－	○		
		08 特別会計財務書類の検査 に関する手引等		特別会計財務書類検査マニュアル	マニュアル チェックリスト	年度	3 年	－	○		
		09 検査実績等を集計した文 書		調査表	調査送付表	検査年次	3 年	－	○		
		10 会計実地検査の施行状況 に関する事項が記録され た文書		実地検査施行状況表	実地検査施行状況表	検査年次	－	3 年	○		
		11 出張の命令に関する事項 が記録された文書		旅行命令	出張計画書 その他添付文書（出張通知書、宿泊先の領収書等を含 む。）	年度	5 年	3 年	○		
	12 旅費の請求に関する事項 が記録された文書	旅費請求書	旅費請求書	年度	5 年	3 年	○				
	13 会計検査院の外部から提 供された検査対象機関の 会計経理等に関する情報 の活用状況等を集計した 文書	月次・年次報告	月次・年次報告	年	－	3 年	○				
	(エ) 検査報告 〈4〉 の作成に 関する重 要な経緯	01 検査の結果に関する質問 〈1〉 及び回答が記録された文 書	検査報告	質問・回答	質問 回答		検査年次	1 0 年	－		廃棄
		02 検査報告事項の提案審議 〈2〉 に関する文書			検査報告事項案提案審議資料 （旧管理簿「検査報告提案審議資 料」）	検査報告事項案 説明資料 基礎資料	検査報告年度 （旧管理簿 「年度」）	5 年	－		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
オ 会計検査に 〈12〉 関する事項	(エ) 検査報告 〈(4)〉 の作成に 関する重 要な経緯	03 意見表示又は処置要求の 〈(4)〉 提案審議に関する文書	会計検査	検査報告	意見表示又は処置要求案審議資料	意見表示案 処置要求案 説明資料 基礎資料	検査報告年度	5 年	—		廃棄
		04 特別会計財務書類の検査 を行った旨の通知に掲記 する事項の審議に関する 文書		特別会計財 務書類の検 査を行った 旨の通知	特別会計財務書類の検査を行った旨 の通知案審議資料	【特別会計を所掌する検査課分】 掲記事項案 説明資料 基礎資料 【財務検査第1課分】 通知案、検査報告事項案 説明資料 基礎資料	検査報告年度 (旧管理簿 「年度」)	5 年	—	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当
		05 検査報告委員会の運営に 関する事項が記録された 文書		検査報告	検査報告委員会運営資料	検査報告事項案等の提出依頼に基づき提出した文書	検査報告年度	—	1 年	○	
	(オ) 国会への 〈(5)〉 報告等	01 検査報告 〈(1)〉			国有財産検査報告	国有財産検査報告	検査報告年度	—	5 年		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該当
		02 国会及び内閣に対する報 告 〈(2)〉		随時報告	国会及び内閣に対する報告書	報告書（要旨） 報告書	年	10 年	—		移管 ※「取りまと め検査課分」 が対象
		03 国会からの検査要請に対 する報告 〈(3)〉		国会要請	国会からの検査要請に関する報告書	報告書（要旨） 報告書	年	10 年	—		
		04 意見表示又は処置要求 〈(4)〉		検査報告	意見表示・処置要求	【担当検査課分】 意見表示 処置要求	検査報告年度	10 年	—		移管 ※「担当検査 課分」が対象
	(カ) 検査報告 〈(6)〉 掲記後の 業務に関 する重要 な経緯	01 国会への説明に関する経 緯が記録された文書 〈(1)〉		検査報告関 連事務	検査報告説明資料	検査報告説明資料	検査報告年度	—	5 年		廃棄 ※(*)は文書管 理規程別表第 2の2(6)②に 該当
					検査報告説明会記録	検査報告説明会記録	年				
					検査報告等概要説明(*)	検査報告概要説明					
		02 検査報告事項等に対して 関係省庁等が行った措置 結果等が記録された文書 〈(2)〉			検査報告掲記事項関係諸調書	調書 検査結果確認書	年度	—	3 年		廃棄
					決算検査報告に関し国会に対する説 明書	決算検査報告に関し国会に対する説明書					
		03 検査の概要が記録された 文書			検査概要	検査概要	検査年次	—	5 年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当
		04 他省庁等との意見交換等 に関する事項が記録され た文書			外部との連絡会議	財務省との連絡会議議題 財務省との連絡会議議事要旨 財政当局の措置状況	年	—	3 年	○	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
オ 会計検査に 〈12〉 関する事項	(イ) (7)～(カ) までに掲 げるもの のほか、 会計検査 に関して 作成又は 取得した 検査資料 等	01 長期的な活用に資する検査資料等	会計検査	検査資料	決算分析資料（「平成28年」分以前） 財政状況関係検査資料	決算分析資料 財政状況関係検査資料	年	10年	－	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当
		02 中期的な活用に資する検査資料等			検査資料	検査対象機関から徴した検査に関する資料（中分類「検査資料」のうち他の「小分類」に該当するものを除く。）	年 年次 検査年次 (旧管理簿「年次」)	5年	－	○	
		03 文書作成取得日においては活用する期間が不確定な検査資料等			要領・手引	検査対象機関の各種要領・手引	－	廃止後1年	－	○	
	(ク) (7)～(キ) までに掲 げるもの のほか、 会計検査 に関する 重要な経 緯	01 財務上の是正改善効果に関する事項が記録された文書	検査事務	会計検査活動により得られる効果	検査報告等に関する財務上の是正改善効果の試算	年	－	5年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(1)②に該当 するものの、 2(6)②に該当	
		02 課外の研修に関する事項が記録された文書		標準テキスト	標準テキスト	年度	－	3年	○		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当
		03 内部監査・内部統制に関する事項が記録された文書		内部監査実施状況調書	各省各庁等における内部監査実施状況調書	年度	－	3年	○		
		04 関係各課の執務上の参考として通知することを要する事項が記録された文書		上席企画関係事務連絡	上席企画調査官から配布された検査に関する事務連絡	年	－	3年	○		
				総務課企画調整事務等関係綴	総務課から配布された検査等に関する事務連絡	検査年次					
		05 検査事務の分掌に関する事項が記録された文書		検査事務分掌表	検査事務分掌表	年	5年	－	○		
		06 検査業務に関する規程等		企画調整の事務手続	企画調整会議設置要領	－	－	常用	○		
		07 業務、システムに関する手引等		検査課業務の手引	検査課業務の手引	－	－	廃止後1年	○		
				公用文の書き方	公用文の書き方						
				会計検査院安中研修所構造物モデル	会計検査院安中研修所構造物モデル						
				標準チェックリスト	標準チェックリスト						
				標準テキスト詳細版	標準テキスト詳細版－工事の検査－ 標準テキスト詳細版－物件・役務の検査－ 標準テキスト詳細版－予算経理の検査－						
				検査資料の長期保管に係る取扱い	検査資料の長期保管に係る取扱い						

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考		
								正本	写し				
カ 計算証明等 〈13〉に関する事項	計算証明等に関する重要な経緯	01 計算証明規則に基づく指 〈①〉定及び承認に関する経緯 が記録された文書	計算証明等	提出基準	計算証明に関する指定文書綴	「計算証明に関する指定」の改正の際の文書	年	－	10年		廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 2(6)②に該当		
					計算証明に関する承認文書綴	計算証明規則第11条の規定に基づく承認申請に関する文書							
		02 計算証明特例規則に基づ く電子化承認に関する経 緯が記録された文書		計算証明特例規則に基づく電子化承認に関する文書（担当検査課分）	計算証明特例規則に基づく電子化承認に関する文書（担当検査課分）	年	10年	－	○	廃棄 ※旧文書管理 規程別表第2 の2(1)①の13 に該当			
					計算証明特例規則に基づく電子化承認に関する文書						計算証明特例規則に基づく電子化承認に関する文書		
		03 提出を受けた証明書類 〈③〉		受付	証明書類	計算書 証拠書類	年度	5年	－ －		廃棄		
					換了報告書	換了報告書							
		04 検査済否に関する文書 〈④〉		検査済否	検査済否原簿	検査済否原簿	年度	5年	－				
					検査済否報告表	検査済否報告表	検査年次	－	5年				
		05 証明書類の遅滞状況に関する文書		遅滞状況	計算証明遅滞状況表	計算証明遅滞状況表	年度	－	1年	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当		
		06 証拠書類等の電子化に関する文書		証拠書類等の電子化	証拠書類等の電子化に関する業務手順書	証拠書類等の電子化に関する業務手順書等	－	－	廃止後1年	○			
キ 決算の確認 〈14〉に関する事項	決算の確認に関する重要な経緯	01 決算の確認に関し、送付 〈①〉を受けた文書	決算の確認	調査、対照 資料等	決算参照	決算参照	年度	20年（保存 期間満了時の 措置を廃棄の 措置と定めた 文書について は30年）	5年		廃棄		
					国税収納金整理資金受払計算書	国税収納金整理資金受払計算書			－				
					特別会計歳入歳出決算	特別会計歳入歳出決算			5年				
					特別会計決算参照書	特別会計決算参照書							
					一般会計歳入歳出決算	一般会計歳入歳出決算							
					国の債権の現在額総報告	国の債権の現在額総報告				移管 ※電子は廃棄			
					物品増減及び現在額総報告	物品増減及び現在額総報告							
					政府関係機関決算書	政府関係機関決算書				－		廃棄	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
キ 決算の確認 ＜14＞に関する事 項	決算の確認に関 する重要な経緯	02 決算の確認に関する文書 ＜②＞	決算の確認	調査、対照 資料等	国有財産諸調査書	政府出資額調査書 国有財産関係検査報告事項案提出状況調査書	年度 年(*)	－	3 年		廃棄
					収納未済額表	収納未済額表		5 年	－		
					決算純計	決算純計資料					
					決算内訳表	決算内訳表					
					債務負担額内訳表	債務負担額内訳表					
					物品内訳表	物品内訳表					
					債権内訳表	債権内訳表					
					決算確認報告書	決算確認報告書					
					検査完了報告書	検査完了報告書					
					予算関連通知	会計検査院文書管理規程実施要領別表第1に掲げる 文書のうち予算に関するもの					
					資金（積立金）の長期運用予定額台帳	資金（積立金）の長期運用予定額台帳					
					現計表	現計表					
					特別会計財務書類	特別会計財務書類					
					決算書情報	決算書 c s v ファイル					
					歳入決算総括内訳表	歳入決算総括内訳表					
					債権総括内訳表	債権総括内訳表					
					予算に関する台帳	予算に関する台帳					
					主計簿情報	主計簿情報					
					「収納未済額表」関係作成・受領文書	「収納未済額表」関係作成・受領文書					
					収納未済歳入額事由調	収納未済歳入額事由調					
					課外協議(*)	課外協議					
					特別会計概説照合	特別会計概説照合					
					主計簿締切綴	主計簿締切綴					
					決算事務綴(*)	決算事務綴					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
キ 決算の確認 〈14〉に関する事項	決算の確認に関する重要な経緯	03 決算確認システムの運用に関する事項が記録された文書	決算の確認	調査、対照資料等	決算確認システム関係資料	決算確認システム関係資料	年	3年	－	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
		04 検査事務規程の特例承認を受けた際の文書			検査事務規程特例	検査事務規程特例	年	特例の適用が不要となった日に係る特定日以後1年	特例の適用が不要となった日に係る特定日以後1年	○	
ク 決算の統計に関する事項	決算の統計に関する重要な経緯	01 統計資料に関する文書	決算の統計	決算統計書類	「決算統計」関係作成・受領文書	「決算統計」関係作成・受領文書	年度	10年	－	○	廃棄 ※旧文書管理規程別表第2の2(1)①の15に該当
ケ 懲戒処分 〈16〉要求に関する事項	懲戒処分の要求に関する重要な経緯	懲戒処分の要求に関する経緯が記録された文書	懲戒処分要求	検討資料	懲戒処分の要求等の要否について	検査報告掲記事項に係る懲戒処分要求及び検定の要否に関する文書及びその資料	検査報告年度	－	5年		廃棄
					懲戒処分等の要否等の見解徴取	決算検査報告への掲記が見込まれる事項についての見解徴取		10年	－		
コ 弁償責任の 〈17〉検定等に関する事項	(7) 事故の報告 (1) 告に関する重要な経緯	会計に関する事故・犯罪等に関する経緯が記録された文書	弁償責任の検定等	法令に基づく通知	会計検査院法第27条通知	会計検査院法第27条に基づく報告	年	10年	－		廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当
					亡失又は損傷等に関する通知	会計法第42条、物品管理法32条、予責法4条による通知	検査年次	－	5年		
	(4) 会計検査院への報告義務を負う対象法人の現況に関する重要な経緯	会計検査院法第27条の規定に基づく報告義務を負う対象法人の現況に関する事項が記録された文書		検定事務	院法27条報告対象法人調	会計検査院法第27条の規定に基づく報告義務を負う対象法人の現況について	年	－	3年	○	
サ 審査要求に 〈19〉に関する事項	審査要求に関する重要な経緯	利害関係人からの審査要求に関する経緯が記録された文書	審査要求	検討資料	審査に関する文書	審査要求書	検査年次	－	処理を行った日に係る特定日以後5年（令和4検査年次～）5年（～令和3検査年次）		廃棄
シ 国の会計経 理に関する 法令等の制 定又は改廃 の事前通知 に関する事 項	国の会計経理に関する法令等の制定又は改廃の事前通知に関する重要な経緯	01 国の会計経理に関する法令等の制定又は改廃の事前通知に関する経緯が記録された文書	法令通知等	協議事務	法令通知に関する文書	法令通知に関する文書	年	－	5年		
		02 01に掲げるもののほか、国の会計経理に関する法律等の制定又は改廃に関して定期的又は日常的に作成・取得された文書			法令協議	法令協議	年	－	1年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考
								正本	写し		
ス 国有財産に 〈23〉 関する事項	国有財産の管理 及び処分に関す る重要な経緯	01 国有財産増減及び現在額 〈⑤〉 に関する文書	国有財産	増減及び現 在額	国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産増減及び現在額総計算書	年度	－	5 年		廃棄
					国有財産増減及び現在額に関する説明書	国有財産増減及び現在額に関する説明書					
		02 国有財産無償貸付状況に 〈⑥〉 に関する文書		無償貸付状 況	国有財産無償貸付状況総計算書	国有財産無償貸付状況総計算書	年度	－	5 年		
					国有財産無償貸付状況に関する説明書	国有財産無償貸付状況に関する説明書					
セ 契約に關す 〈23 〉る事項 の2〉	契約に関する重 要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他 契約に至る過程が記録された文 書	契約	契約事務	契約関係文書	仕様書案、協議・調整経緯	年度	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	－		
ソ 会計検査院 〈24〉 の庶務に關 する事項	(7) 庶務に關 する重要 な経緯	01 公印の制定、改廃を行う 〈①〉 ための決裁文書	庶務	基幹事務	公印制定承認申請書兼承認書	公印制定承認申請書兼承認書	年	3 0 年	－		
					公印制定（廃止）届兼公印登録票	公印制定（廃止）届兼公印登録票		－	3 0 年		
		02 図書、備品、消耗品の供 〈②〉 用に関する文書			図書供用簿	図書供用簿	年度	5 年	－		
					備品供用簿	備品供用簿					
					消耗品供用簿	消耗品供用簿					
					物品受領・返納命令書	物品受領命令書 物品返納命令書					
					引継書	引継書					
					検査書	検査書					
		03 規程等 〈③〉			個人情報取扱細則	個人情報取扱細則	－	常用	－		
					会計検査院法規集	会計検査院法規集		－	常用		
					行政文書の保存に関する取扱い	行政文書の保存に関する取扱い		常用	－		
					要管理対策区域における情報セキュ リティ対策	要管理対策区域における情報セキュリ ティ対策					
		04 業務、システムに関する 〈④〉 手引等			出張手引	旅行命令関係書類作成要領 出張計画の手引 旅費請求要領	－	－	廃止後1年		
					倫理法関係	国家公務員倫理規程事例集 公務員倫理ケーススタディ 国家公務員倫理規程質疑応答集 国家公務員倫理規程Q & A					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考	
								正本	写し			
ソ 会計検査院 〈24〉の庶務に関 する事項	(7) 庶務に関 する重要 な経緯	04 業務、システムに関する 〈④〉 手引等	庶務	基幹事務	物品管理システム操作マニュアル	物品管理システム操作説明会資料	－	－	廃止後1年		廃棄	
					作業服の個人貸与に関する取扱い	作業服の個人貸与に関する取扱い						
					会計検査院本庁舎利用関係資料	中央合同庁舎第7号館会計検査院本庁舎の利用の手引						
					会計検査院業務継続計画	会計検査院業務継続計画						
					会計検査院情報システム運用継続計画	会計検査院情報システム運用継続計画						
					旅費等内部管理業務共通システム （旅費及び謝金・諸手当システム） 操作説明資料	旅費等内部管理業務共通システム（旅費及び謝金・ 諸手当システム） 操作説明資料						
					服務関係	受検庁から提出を受けた資料の適正な管理について						
					タクシー乗車券の利用基準	タクシー乗車券の利用基準 タクシー乗車券の利用について（Q＆A）						
		05 超過勤務等の命令に関する文書			超過勤務等命令簿	超過勤務等命令簿	年	6年 （令和6年～） 5年3月 （～令和5年）	－	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
		06 勤務時間等の管理に関する事項が記録された文書			管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務従事報告書兼実績整理簿	年	6年 （令和6年～） 5年1月 （～令和5年）	－	○		
					勤務命令書	勤務命令書						
					勤務時間報告書	勤務時間報告書		－	3年			
		07 他省庁等との連絡、調整等に関する事項が記録された文書			情報公開に関する周知文書	情報公開に関する周知文書	年	5年	－	○		
		08 情報の取扱いに関する事項が記録された文書			情報の取扱いに関する依頼・申請書	情報の取扱いに関する依頼書 情報の取扱いに関する申請書	年	5年	－	○		
		09 年報その他の会計検査院の活動に関する事項が記録された文書			会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報	年度	－	5年	○		廃棄 ※文書管理規程別表第2の2(1)②に該当するものの、 2(6)②に該当
		10 監査に関する事項が記録された文書			情報セキュリティ監査関係資料	情報セキュリティ監査特別提出調書	年度	－	5年	○	廃棄 ※文書管理規程別表第2の1及び2(1)②に非該当	
					個人情報保護・文書管理監査資料	個人情報保護監査及び文書管理監査事前提出調書 文書による注意						

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	大分類	中分類	標準的な名称（小分類）	具体例	編てつ基準	保存期間		別表第1に 記載のない もの	備 考	
								正本	写し			
ソ 会計検査院 〈24〉の庶務に 関する事項	(7) 庶務に 関する重要 な経緯	11 01～10までに掲げるもの のほか、重要な事務、研 修等に関する文書	庶務	基幹事務	院内業務説明資料	業務説明資料	年	5 年	－	○	廃棄 ※文書管理規 程別表第2の 1及び2(1)② に非該当	
					総括文書管理者・総括保護管理者へ の報告	行政文書の管理状況点検に係る総括文書管理者への 報告事項 個人情報取扱細則		5 年	5 年			
					保護業務総括者への報告	情報の管理状況の点検について		－	5 年			
					院内諸法規、計算証明に関する問合 せ	院内諸法規、計算証明に関する問合せ		3 年	－			
		12 職員の経歴等が記録され た文書		身上調書	身上調書	－	常用	－	○			
		インストールソフトウェア一覧表		インストールソフトウェア一覧表								
	(4) 庶務に 関する経緯	01 定期的又は日常的な事 務、研修等に関する文書		一般事務	図書命令書	図書受領命令書 図書返納命令書 図書払出請求書	年度	1 年	－	○		
					物品命令書	物品払出請求書 物品返納報告書						
					予算関係資料	会計検査院の概算要求資料 会計検査院の実行予算経費見積		－	1 年			
					時間外業務記録	退庁登録簿（時間外業務登録簿）		1 年	－			
					タクシー乗車券受払簿	タクシー乗車券受払簿	年					－
					各課との連絡文書	官房各課等からの連絡、通知文書 官房各課等への提出文書						

(注1) 当表における用語の定義は次のとおり。

- ・法＝公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）
- ・施行令＝公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）
- ・文書管理規程＝会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日会計検査院長決定）

(注2) 備考欄の※は文書管理規程別表第2の表中からは直接読み取れない「移管」又は「廃棄」の根拠等を示す。

(注3) 「編てつ基準」欄は、行政文書ファイル等の名称として「標準的な名称（小分類）」に付記すべき時期等を示しており、同一時期に所属することとなる主なものの例は次のとおり。

- ・年＝暦年（1月～12月）
- ・検査年次＝検査サイクル（原則「10月～翌年9月」又は「11月～翌年10月」 ※検査手法等に応じて「9月～翌年9月」、「11月～翌年9月」のように整理することも可能）
- ・検査報告年度＝決算検査報告の年度
- ・年度＝会計年度（原則4月～翌年3月 ※出納整理期間を含めて「4月～翌年5月」のように整理することも可能）

※「年」又は「検査年次」は同一時期に作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に、また、「検査報告年度」又は「年度」は同一時期を対象とした業務（検査報告、決算等）に関して作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル等を同一時期に所属させる場合に使用する名称として適している。

(注4) 「大分類」欄及び「中分類」欄に記載した分類は、施行令に規定する経過措置の適用終了後に調製を行う行政文書ファイル管理簿（以下「新管理簿」という。）に登載する行政文書ファイル等の分類として使用する。

(注5) 「標準的な名称（小分類）」欄に記載された名称（小分類）の文書の記載内容が、文書管理規程別表第2の1【1】～【IV】、2(1)②、2(2)又は2(3)に該当する場合には、「備考」欄の記載にかかわらず移管とする。